

岩手県告示第578号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和6年12月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定構造計算適合性判定機関の 名称	変更事項	内 容		変更年月日
		変更前	変更後	
ハウスプラス確認検査株式会社	名称	ハウスプラス確認検査株式会社	ハウスプラス住宅保証株式会社	令和6年12月1日